# 特定外来生物被害防止基本方針(抜粋)

第1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想 (略)

### 第2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項

外来生物による生態系等に係る被害を適正かつ効果的に防止するため、外来生物を一様に規制の対象とするのではなく、特に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を適切に特定外来生物に選定する必要がある。

特定外来生物の選定に当たっては、以下の各事項に照らして適当な外来生物について、原則として種(亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)を単位として行うものとし、必要に応じ、属、科等一定の生物分類群(上位分類群)を単位とする。また、交雑することにより生じた生物を特定外来生物に選定する際には、交雑して当該生物を生じさせる外来生物の種の組み合わせ、又は外来生物及び在来生物の種の組み合わせを単位とし、必要に応じ、属、科等の生物分類群を組み合わせるものとする。

### 1 選定の前提

- ア 我が国において生物の種の同定の前提となる生物分類学が発展し、かつ、海外との物 流が増加したのが明治時代以降であることを踏まえ、原則として、概ね明治元年以降に 我が国に導入されたと考えるのが妥当な生物を特定外来生物の選定の対象とする。
- イ 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有し、特別な機器を使用しなくとも種類 の判別が可能な生物分類群を特定外来生物の選定の対象とし、菌類、細菌類、ウイルス 等の微生物は当分の間対象としない。
- ウ 外来生物のうち、交雑することにより生じた生物には、その由来となる生物との交雑 による後代の生物も特定外来生物に含めるものとする。
- エ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成 15 年法律第 97 号)や植物防疫法(昭和 25 年法律第 151 号)など他法令上の措置により、本法と同等程度の輸入、飼養その他の規制がなされていると認められる外来生物については、特定外来生物の選定の対象としない。

### 2 被害の判定の考え方

#### (1)被害の判定

特定外来生物については、以下のいずれかに該当する外来生物を選定する。

ア 生態系に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、①在来生物の 捕食、②生息地若しくは生育地又は餌動植物等に係る在来生物との競合による在来生物 の駆逐、③植生の破壊や変質等を介した生態系基盤の損壊、④交雑による遺伝的かく乱 等により、在来生物の種の存続又は我が国の生態系に関し、重大な被害を及ぼし、又は 及ぼすおそれがある外来生物を選定する。 イ 人の生命又は身体に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、危険の回避や対処の方法についての経験に乏しいため危険性が大きくなることが考えられる、人に重度の障害をもたらす危険がある毒を有する外来生物又は重傷を負わせる可能性のある外来生物を選定する。

なお、他法令上の措置の状況を踏まえ、人の生命又は身体に係る被害には、感染症に 係る被害は含まない。

ウ 農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物として、単に我が 国の農林水産物に対する食性があるというだけではなく、農林水産物の食害等により、 農林水産業に重大な被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を選定する。

なお、他法令上の措置の状況を踏まえ、農林水産業に係る被害には、家畜の伝染性疾病などに係る被害は含まない。

## (2)被害の判定に活用する知見の考え方

被害の判定に際しては、次の知見を活用し、特定外来生物の選定を進める。

ア 生態系等に係る被害又はそのおそれに関する国内の科学的知見を活用する。

なお、被害のおそれに関しては、現に被害が確認されていない場合であっても既存の 知見により被害を及ぼす可能性が高いことが推測される場合には、その知見を活用する ものとする。

イ 国外で現に生態系等に係る被害が確認されており、又は被害を及ぼすおそれがあるという科学的知見を活用する。ただし、国外の知見については、日本の気候、地形等の自然環境の状況及び社会状況に照らし、国内で被害を生じるおそれがあると認められる場合に活用するものとする。

## 3 選定の際の考慮事項

特定外来生物の選定に当たっては、原則として生態系等に係る被害の防止を第一義に、外来 生物の生態的特性及び被害に係る現在の科学的知見の現状、適正な執行体制の確保、社会的に 積極的な役割を果たしている外来生物に係る代替物の入手可能性など特定外来生物の指定に伴 う社会的・経済的影響も考慮し、随時選定していくものとする。

また、外来生物の生態的特性及び被害に係る科学的知見を踏まえ、特に、予防的観点から有効かつ適切な場合には、種の単位だけでなく、属、科等の単位で選定するよう努めるものとする。

さらに、生態系等に係る被害を及ぼすことが懸念される外来生物が、我が国で初めて確認された場合又は侵入初期の場合に、海外からの更なる導入、野外への逸出又は分布拡大などによる被害を防止するために、飼養等の規制の導入又は緊急的な防除が早急に必要とされる際には、被害の判定に要する期間を極力短くするよう努めるものとする。

なお、選定の結果については、可能な限りその判断の理由を明らかにするものとする。

- 4 特定外来生物の選定に係る意見の聴取
- (1) 生物の性質に関する専門の学識経験者からの意見聴取
  - ア 生態学、農学、林学、水産学等生物の性質に関し専門性を有する学識経験者の意見を 聴くこととする。
  - イ 学識経験者の選定は、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、維管束植物等 の生物の分類群に対応するよう留意する。
  - ウ 特定外来生物の選定に際しては、当該生物に最も深い知識を有する学識経験者に意見を聴くことができるよう、最も関係の深い分野の学識経験者をあらかじめ登録しておくなど、必要に応じて意見を聴くことができる体制を構築する。
  - エ 意見の聴取に際しては、学識経験者への個別ヒアリング又は委員会形式での学識経験 者間の意見交換など、外来生物の特性に柔軟に対応できる形式を検討する。
  - オ 学識経験者個人からの意見聴取だけでなく、必要に応じ、関連する学会から知見を収 集するとともに、当該生物を利用する者等関係者の意見を聴取することを検討する。
  - カ 意見の聴取に際しては、透明性の確保の観点から適切な情報公開に努める。

# (2) パブリック・コメント手続

学識経験者の意見を聴いて作成した特定外来生物の選定案については、行政手続法(平成5年法律第88号)に基づく意見提出手続(パブリック・コメント手続)を実施し、提出された意見及び情報を考慮した上で特定外来生物を指定する。

# (3) WTO通報手続

特定外来生物の指定に当たっては、世界貿易機関(WTO)・衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)に整合するよう、WTO加盟国への通報手続を行い、特定外来生物の指定を的確に進める。

#### 第3~第5

(略)

- 第6 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項
  - 1 未判定外来生物
  - (1) 選定に係る考え方

(略)

(2) 選定の前提

(略)

(3) 選定に係る意見の聴取

(略)

### (4) 判定に係る届出事項の内容

未判定外来生物を輸入しようとする者又は未判定外来生物を本邦に輸出しようとする者に対しては、当該未判定外来生物の正式学名、入手国(入手地又は輸出国等)、生態的特性等に関する情報を主務大臣に届け出させるものとする。

当該未判定外来生物が生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるか否かの判定は主務大臣が 行うものであり、当該おそれがあるか否かについて輸入しようとする者等に情報提供の義務は 課さないが、自主的な情報の提供は受けることとする。

### (5) 判定の手続

届出があった場合は、第2の2から4までの考え方に沿って、予防的な観点を踏まえつつ、 最新の科学的知見を用いて適正に判定することとする。その際、被害の判定に要する期間を極 力短くするよう努めるものとする。

## (6) その他

届出の行われない未判定外来生物についても、国は科学的知見を充実させ、被害を及ぼすかどうかの判定を順次行うよう努めるものとする。

 $2\sim5$ 

(略)